

富士河口湖町低入札価格調査実施要領

第1条（目的）

この要領は、富士河口湖町が発注する建設工事の低入札価格調査の実施に関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かを確認するために行う調査（以下「低入札価格調査」という。）に必要な事項を定めるものとする。

第2条（対象建設工事）

低入札価格調査の対象とする建設工事は、次に掲げる建設工事とする。

- （1）総合評価落札方式により執行する建設工事
- （2）その他、富士河口湖町長（以下「町長」という。）が低入札価格調査を用い執行することが必要であると認める建設工事

第3条（調査基準価格の設定）

本調査を実施する場合の調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額（消費税及び地方消費税を除く（以下「税抜き」という。））の合計額（以下「算出額」という。）に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、算出額が、予定価格の算出の基礎となる工事価格（税抜き）に100分の85を乗じて得た額を超える場合は、100分の85を乗じて得た額を、工事価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合は、3分の2を乗じて得た額を算出額とする。

- （1）直接工事費の額
 - （2）共通仮設費の額
 - （3）現場管理費相当額に5分の1を乗じて得た額
- 2 前項の規定にかかわらず、これらの経費が明確に区分されていない場合又は特に必要と認められる場合は、工事価格（税抜き）に100分の85を乗じて得た額と3分の2を乗じて得た額の範囲で適宜の割合で算出した額を算出額とする。
- 3 前2項の算出額に1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

第4条（予定価格調書への記載）

前条により調査基準価格を設定し、予定価格の記載した書面に、調査基準価格の金額と当該調査基準価格に105分の100を乗じて得た金額を記載する。

第5条（入札参加者への周知）

本調査の円滑な運用を図るため、入札説明書等により、調査基準価格を下回る入札を行った者は最低価格入札者（総合評価落札方式適用工事にあつては評価値の最も高い者）（以下「最低価格入札者」という。）であっても必ずしも落札者とならない場合がある旨を周知するものとする。

第6条（入札の執行）

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、入札者に対して保留と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了することができる。

第7条（調査の実施）

当該工事の担当課長は、調査基準価格を下回る価格の入札があった場合、その価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、次に掲げる内容について入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものと

する。

ただし、対象工事に応じその内容の一部を省略できるものとする。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事付近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給の見通し
- (9) 過去に施工した公共工事の工事名及び発注者
- (10) 経営内容
- (11) 前10号までの事情聴取した結果についての調査検討
- (12) 第9号の公共工事の成績状況
- (13) 経営状況について取引金融機関、保証会社等への照会
- (14) 信用状態（法律違反の有無、賃金不払の状況、下請負代金の支払遅延状況）
- (15) その他必要な事項

第8条（富士河口湖町低入札価格審査委員会の設置）

前条に規定する低入札価格調査の結果をもとに、最低価格入札者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを審査するため、富士河口湖町低入札価格審査委員会（以下「審査委員会」という）を設置する。

- 2 委員会は、副町長、管理課長、総務課長等原則3人以上で組織し、委員長は副町長、副委員長は管理課長とする。
- 3 審査委員会は、委員長が招集するものとする。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 5 委員長は、必要があると認めた場合は、関係職員の出席を求め意見を聞くことができる。
- 6 緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、書類の回付をもってこれに代えることができる。
- 7 審査委員会の庶務は、管理課において処理する。

第9条（調査の結果、適合した履行がされると認めた場合の措置）

当該工事の担当課長が調査の結果、最低価格入札者の入札価格により、契約の内容に適合した工事が確実に履行されると認めたときは、町長は当該工事の担当課長の調査の結果及び意見を記載した低入札価格調査表を付して、審査委員会に諮った上で最低価格入札者を落札者と決定し、直ちに最低価格入札者に対し、落札した旨を通知するとともに、他の入札参加者に対してその旨を知らせるものとする。

第10条（調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認めた場合の措置）

当該工事の担当課長が調査の結果、最低価格入札者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、町長は当該工事の担当課長の調査の結果及び意見を記載した低入札価格調査表を付して、審査委員会にその意見を求めなければならない。

第11条（審査委員会の審査及び意見）

審査委員会は町長から意見を求められたときは、審査を行い、意見を述べるものとする。

第12条 低入札価格審査委員会の意見に基づく落札者の決定等

- (1) 審査委員会の表示した意見のうち、多数の意見が町長の意見（その価格をもっては、契約の内容に適合した履行が確保できないおそれがあると認められる意見）と同一であ

った場合、町長は最低価格入札者を落札者とせずに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者、もしくは総合評価落札方式により評価値が最も高かった者を落札者とせずに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最も評価値の高い者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。

この場合、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、次順位者に対し最低価格入札者と同様の手続きを行うものとする。

(2) 町長は、審査委員会の表示した意見のうち、多数の意見が自己の意見と異なった場合においても、なお、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたことについての合理的な理由があるときには、次順位者を落札者とすることができる。

(3) 町長は、次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に対しては落札者とししない旨の通知を、次順位者に対しては落札者となった旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。